

平成 26 年 5 月 21 日  
福祉部福祉施策調整担当課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
における検討課題

在宅医療・介護連携の推進

【目標】

住み慣れた地域において継続して生活できるように医療と介護サービスが切れ目なく提供できる地域社会の実現をめざします。

【現状と課題】

医療と介護の両方が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活をするためには、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。在宅医療・介護の連携は地域包括ケアシステムを構築する一つの手法であり、医療法と介護保険法を一体的に改正し、在宅医療・介護の連携推進に係る事業を介護保険法の包括的支援事業に位置づけることとしています。

在宅医療と介護の連携は、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど様々な局面で求められます。病院等から在宅療養への移行時に、円滑に在宅サービスにつなぐことや、再入院をできる限り防いで在宅生活を継続するための多様なサービス提供を行うなど、医療と介護に関係する多職種が連携して対応することが必要です。

区では、第 5 期計画において、在宅療養のための医療・介護連携の仕組みづくりを開始し、高齢者相談センター併設支所 4 か所に在宅療養相談窓口を開設するとともに、医療と介護の関係者や介護家族等で構成される「在宅療養推進協議会」を設置し、医師、看護師、ケアマネジャー等の多職種の連携や在宅療養支援を推進するための取組を進めています。

練馬区高齢者基礎調査によると、「自身の希望する介護」について、「特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」という方は 1～2 割にとどまっており、高齢者の多くは、介護が必要になったとしても、住み慣れた地域での生活を希望しています。また、要介護者の 9 割は、介護サービスだけでなく、日常的に通院・往診等の医療サービスを利用していると回答しています。

その一方で、要介護認定者の 4 割は在宅療養を希望していないと回答しており、在宅療養を希望する方のうち 3 割は「家族等に負担をかけるから」「急変時

の対応が不安だから」「在宅でどのような医療や介護が受けられるかわからないから」等の理由により、在宅療養が難しいと回答しています。

現在、医療機関と介護サービス事業者が必要な情報を共有できる仕組みや、多職種の連携をコーディネートする機能、在宅療養についての区民への普及啓発が不十分な状況があることが、こうした回答につながっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、高齢者の在宅生活の継続に向けて、多職種の連携の強化やサービス提供体制の充実、在宅療養に関する区民への普及啓発をさらに推進していく必要があります。

## 【施策の方向性と主な取組事業】

### 1 多職種の連携強化

在宅療養に関わる医療・介護の関係者の相互理解や顔の見える関係づくりを促進するため、区内4か所で事例（症例）検討会や交流会を実施します。

また、高齢者相談センターにおける医療と介護のコーディネートや相談支援を強化するため、医療・介護連携推進員を配置します。医療・介護連携推進員は、高齢者相談センター併設支所から本所に移設する在宅療養相談窓口配置し、地域の医療・福祉資源を把握して在宅療養に関する情報の提供や退院時の調整を行うなど、在宅療養患者とその家族を支援します。併せて、多職種連携のための専門研修により高齢者相談センター職員の相談対応力の向上を図ります。

このほか、医療・介護・家族の関係者で連絡や情報共有をしやすいするため、ICTや紙媒体を活用した情報共有ツールを作成し、効果的な支援につなげていきます。

### 《主な取組事業》

事業 多職種参加型の事例（症例）検討会、交流会

事業 機能強化型在宅療養相談窓口の運営

事業 多職種連携研修 新規

事業 医療・介護連携推進員の配置 新規

事業 医療・介護情報の共有化 新規

### 2 サービス提供体制の充実

#### (1) 在宅療養者向けの医療・介護サービスの充実

在宅療養に取り組む医師や在宅療養患者、家族の負担を軽減するため、在宅療養患者の病状の変化時に対応できる後方支援病床を確保します。医

師会医療連携センターを中心にした後方支援病床ネットワークを構築し、病診連携を推進します。

また、医療処置が必要な要介護高齢者が利用できる短期入所療養介護（ショートステイ）については、介護老人保健施設の空室を利用して行われていることから、介護老人保健施設の新設、増床時にショートステイの活用を要請していきます。医療と介護が連携した地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護については普及促進、複合型サービスについては整備に向けた検討を進めます。

このほか、在宅療養への理解を深め、退院調整時の在宅スタッフとの連携が円滑に行えるよう、訪問の経験のない病院スタッフが訪問看護に同行する事業を実施します。

#### 《主な取組事業》

- 事業 後方支援病床の確保
- 事業 短期入所療養介護（ショートステイ）の整備
- 事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
- 事業 複合型サービスの整備・検討
- 事業 訪問看護への同行事業

#### (2) 人材の育成

在宅療養患者を支える多職種のコーディネートの中心となるケアマネジャー、訪問看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、関係者への助言や情報収集、情報提供、調整を行う能力の向上を目的とした研修を行います。また、医師が新たに在宅療養に取り組む契機とすることや、医療職と介護職が相互の知識を身に着けることを目的とした多職種連携研修を実施します。

合わせて、練馬介護人材育成・研修センターとの連携により、在宅療養に関する研修やケアマネジャーを対象とした研修の充実を図ります。

#### 《主な取組事業》

- 事業 コーディネート能力向上研修
- 事業 多職種連携研修 新規
- 事業 練馬介護人材育成・研修センターへの支援

#### (3) 人材の確保

増加が見込まれる在宅療養ニーズに応えていくためには、在宅療養を支える人材の確保が不可欠です。そのため、現在実施している介護分野、医療分

野への就労に向けた就職面接会、看護職員フェアの充実を図るとともに、開催の周知を連携して行うなど、効果的な実施に努めます。また、国や東京都へ職場環境（処遇）改善を継続して要望していきます。

《主な取組事業》

事業 介護職・医療職の人材確保事業

3 区民への普及啓発

療養が必要になっても在宅での生活が継続できることを広く周知し、在宅療養の普及を図るため、在宅療養患者を支える家族や関係者による講演会やシンポジウムを開催します。また、在宅療養について分かりやすく解説したリーフレットを作成し、区民への普及啓発を推進します。

《主な取組事業》

事業 在宅療養についての区民への普及啓発事業